
令和2年 第3回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

令和2年7月6日 (月曜日)

議事日程 (1)

令和2年7月6日 午後1時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第52号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について

第4 承認第9号 専決処分事項の承認について

第5 報告第5号 専決処分事項の報告について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	総務課長	松尾徳昭	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	生涯学習課長	本石美香

【傍聴者数】 (なし)

午後 1 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 2 年第 3 回 芦屋町議会臨時会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、4 番、萩原議員と 7 番、松岡議員を指名しますので、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第 3、議案第 52 号から日程第 5、報告第 5 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは契約議案でございます。

議案第52号の水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございます。消防団第1分団水槽付消防ポンプ自動車について、購入契約を締結するものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第9号の専決処分事項の承認につきましては、厚生労働省及び総務省から「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」が通知されたことに伴い、本町の対象者に対して国民健康保険税の減免を実施するため、芦屋町国民健康保険税条例の一部の改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

次に報告案件でございます。

報告第5号の専決処分事項の報告につきましては、町民会館改修工事（建築）の請負契約の変更を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ただいまから質疑を行います。

まず日程第3、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、承認第9号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、承認第9号について質疑をいたします。

附則第17項第2号では、「新型コロナウイルス感染により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる世帯であって」となっていますが、所得の種類は具体的にはどのようなものがあるのか。また、世帯の2019年の合計所得は、世帯の被保険者全員の合計所得の総計となるのか。その点について伺います。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

まず事業収入の、具体的にはどんな収入かということをお答えいたします。主たる生計維持者の営業、農業、漁業などの事業に係る収入や、不動産収入、山林収入、給与収入が、前年の収入と比較して30%以上減少が見込まれる世帯が対象となっております。

また、附則第17項第2号に定められた要件での前年の合計所得金額は、主たる生計維持者分の所得金額になります。最終的に減免対象額の税額を決定するときには、主たる生計維持者分と世帯に属する被保険者全ての合計所得を含んだところで計算いたします。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは2点目にですね、新旧対照表を見ますと、事業収入等の減少が2019年比3割以上の減少となっています。今年1月から申請直前の月の収入実績は把握できますが、残りの月はどう計上すればいいのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

事業に係る収入であれば事業収支の帳簿などで、また、給与収入であれば給与明細書などで収入実績を把握することができますが、事業収入等の減少につきましては、被保険者に対する迅速な支援の観点から、見込みで判断することになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは最後にですね、それでは、残りの月は見込みで計上したが、結果的に売上げが帳簿上との乖離が起きた場合、こういった場合には返納をするという、そういったこともあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

結果的に3割以上減らなかった場合でも、原則返納する必要はないということになっておりますが、見込み違いが被保険者の虚偽によるものである場合など、不正な申請により減免を受けた

場合には、状況を確認して返納していただくなどの判断をすることになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにごいませんか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

新旧対照表の附則第17項第1号「主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯」となっていますが、重篤な傷病とは具体的にはどのような状態を想定しているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

重篤な傷病とは、1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重たい場合を言います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第9号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、報告第5号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

報告第5号ですけれども、今回、町民会館の改修工事、一部改修ということでやっていますが、アスベスト除去工事のために追加費用がかかるということで約300万が計上されるというようなお話ですけれども、このアスベスト含有物質の状況について、細部説明を求めます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

都市整備課でございます。お答えいたします。

今回の変更につきましては、工事の進捗状況、施工中に発見されたということでございます。

これにつきましては、建設当時、昭和の時代になりますけれども、大ホール天井内に吹きつけたアスベストが剥落したものと推測できます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

工事中にですね、発見されることが度々起こることは重々考えられますけれども、現在ですね、公共施設の、このアスベストの含有状況の有無についての確認は行われて、掌握されているかどうかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

このアスベストの調査につきましては、以前行っております。ただし、先ほど申しましたように、表から見えない部分が工事中に散見されたということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第52号及び日程第4、承認第9号については、総務財政常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後1時13分休憩

.....
午後1時45分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第3、議案第52号及び日程第4、承認第9号については、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第52号、満場一致、原案可決。

承認第9号、満場一致、承認。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから審査結果の報告について質疑を行います。

総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第3、議案第52号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第52号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、承認第9号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、承認第9号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和2年第3回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員